

令和7年分の所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税並びに贈与税の確定申告について

災害により被害を受けられた方へ

- ✓ 災害により住宅や家財などに被害を受けた方は、確定申告において、所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。
- ✓ 大雨や火災などの災害により、住宅等に被害を受けられた方を対象とした申告書事前作成会を開催し、2月16日よりも前から申告相談を受け付けています。

所得税等の税制上の措置(手続)はこちら



国税庁LINE公式アカウントについて

- ✓ 「国税庁LINE公式アカウント」では、受け取りたい情報を事前に受信設定することで、ご自身のニーズに合った情報をタイムリーに受け取れます！
- ✓ 確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」から「オンライン事前予約」の手続きをお願いします。



確定申告をもっと便利に

- ✓ 前年は約4人に3人がe-Taxをご利用いただいており、確定申告はe-Taxがスタンダードになっています！
- ✓ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、画面の案内に沿って金額等を入力すれば申告書等が完成し、そのまま送信でき、とても便利です。



確定申告会場のお知らせ

- ✓ 確定申告会場では、ご自身のスマホによる申告書作成のアドバイスを行います！
- ✓ 来場の際は、申告される方のマイナンバーカードとマイナンバーカード発行時に設定した暗証番号（2種類）を事前にご確認し、ご準備ください！



問合せ先

熊本国税局 国税広報広聴室
TEL096-354-6171 (内線6105・6106)

トピック一覧表

災害により被害を受けられた方へ 2

災害により住宅や家財などに被害を受けた方は、確定申告において、所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

確定申告は「スマホ」と「マイナポータル連携」でもっと便利に 3～6

現在、約4人に3人の方にe-Taxをご利用いただいており、確定申告はe-Taxがスタンダードです。マイナンバーカードを使ってマイナポータル連携を利用すると、給与、医療費、ふるさと納税等の情報を申告書に自動入力できるほか、「スマートフォンのマイナンバーカード」を利用すると、実物のマイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができ、大変便利です。なお、確定申告を行う際は、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限にご注意ください。

令和7年分の確定申告は2月16日から始まります 7

令和7年分の所得税等の確定申告は、令和8年2月16日（月）から始まります。各税目ごとの期限は、所得税等と贈与税が3月16日（月）、個人事業者の消費税が3月31日（火）となっていますので、申告・納税は期限内にお願いします。

LINEによる「オンライン事前予約」について 9

確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」から、「オンライン事前予約」の手続をお願いします。LINEアプリから、「国税庁LINE公式アカウント」の友だち追加をよろしくお願いします。

申告書作成・提出のための情報提供の拡充について 10

申告書作成・提出に関する質問に対して、自己解決が図られるよう、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」のFAQの公開と確定申告電話相談稼働時間外用ボイススポット（音声自動応答システム）を試行導入します。

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の実施 11

極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が令和7年分の所得税から適用されますので、その概要を説明します。

基礎控除及び給与所得控除が変わります 12

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除及び給与所得控除が引き上げられましたので、その概要を説明します。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について 15～22

熊本国税局管内の「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設場所・開設期間・受付時間を掲載しています。

災害により被害を受けられた方へ

大雨や火災などの災害により被害を受けられた皆さんへ、心よりお見舞い申し上げます。

- ◆ 災害により住宅や家財などに被害を受けられた方は、「雑損控除」等により所得税や住民税の全部または一部を軽減できる場合があります。
- ◆ 「雑損控除」の適用を受ける際には、損失額の計算が必要となります。申告手続きがスムーズに行えるよう、2月16日より前から個別の申告相談を受け付けていますので、お近くの税務署へお問い合わせください。

災害により被害を受けたときの所得税等の取扱いはこちら



災害により被害を受けたときの贈与税の取扱いはこちら



リーフレット

「災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）」

災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）

災害により被害を受けられた様様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた方には、次のような税制上の措置（手続）がありますので、ご確認ください。

I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申込書」を税務署に提出することにより、平成・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

II 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申込書」を税務署に提出することにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

III 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める現金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがあります。

所得税法（雑損控除）	災害減免法（現金の軽減免除）
対象となる資産の範囲等	生活に通常必要な資産 ⁽¹⁾ 住宅又は家財の損失額 ⁽²⁾ が、その価額の2分の1以上である場合
控除額の計算又は所得税及び復興特別所得税の軽減額	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。 ① 損失額 ⁽²⁾ - 所得高の10分の1 ② 損失額 ⁽²⁾ のうち 災害関連支出の金額 - 5万円 <small>※「災害関連支払の金額」とは、災害により減少した住宅や家財などの取扱い、賃料、雇用調整費用などを災害に因連して支出したやむを得ない費用をいいます。</small>
参考事項	① その他の所持品から控除しきれない金額のある場合は、賃料以降 ⁽³⁾ で算り越して、あとの分の所持品額から控除することができます。 この算出をするには、損失が生じた方を必要として税額を算出する必要があります。 ② 災害関連支払のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出（土砂や家財などの形状回復のための支出）は、所得に課税する必要があります ⁽⁴⁾ 。 ③ 災害関連支払のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出（土砂や家財などの形状回復のための支出）は、所得に課税するための支出については、税額免除が受けられることがあります。 ④ 土砂や家財などの形状回復のための支出については、税額免除が受けられることがあります。
	・現金として税額を受けた場合の所得金額が、1,000万円以下の方にあります。 ・減免を受けた後の税率分は障は、減免は受けられません。

1) 雜損減免や手帳の記載事項、山林、生活に通常必要な現金とは、財物のとして勘定、販賣、支度又は現金の形での所得の現金額をいいます。
2) 賃料にしたて税額を算出する際などによって被災された金額を差し引いた後の金額をいいます。
3) 税額を算出する際などによって被災された金額により生じた現金などについて生じた現金については、税額免除が受けられます。
4) もちろん利用して確定申告をする場合において、その記載内容をもつて計算することにより、確定又は賦課を差し引くことができる現金として土砂や家財から生じる、その入力内容の現金のため、税額を算出することができる現金があります。

確定申告は「スマホ×マイナンバーカード」と「マイナポータル連携」でもっと便利に

- ◆ 国税庁では「税務署に行かずでできる確定申告」に向けて、スマホなどの日常使い慣れたツールから、簡単・便利に確定申告手続ができる環境を構築し、e-Taxやマイナポータル連携の利用拡大に取り組んでいます。
- ◆ 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力することで、自動計算で所得税、消費税及び贈与税の申告書等の作成ができ、作成した申告書等をそのままe-Taxにより送信できます。
- ◆ 所得税申告書の作成の際に、マイナンバーカードを使ってマイナポータル連携を利用すると、給与・医療費・ふるさと納税などのデータを申告書へ自動入力できるほか、「スマートフォンのマイナンバーカード」を利用して実物のマイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができます。
- ◆ 約4人に3人の方にe-Taxをご利用いただいており、確定申告はe-Taxがスタンダードになっています。
- ◆ 納税者の利便性向上のため、今後もe-Taxやマイナポータル連携の利用拡大に取り組んでまいります。

1 マイナポータル連携で更に便利に

- ✓ 利用者は年々増加しており、令和6年分の確定申告では約310万人がマイナポータル連携を利用しています。
- ✓ 一度ご利用いただくと、そのメリットを実感いただけます！



2 iPhoneのマイナンバーカードにも対応

- ✓ マイナンバーカードをスマホで読み取らなくとも、申告書の作成・e-Tax送信ができます。
- ✓ Androidでは、すでに利用可能となっていますが、令和7年分の確定申告からiPhoneも対応します。

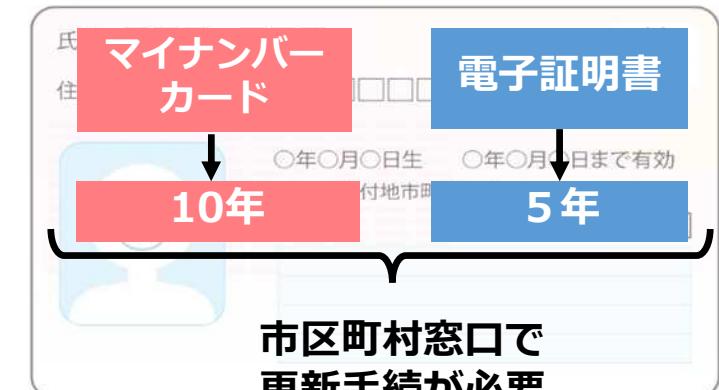


利用者証明用電子証明書の
パスワードはスマートフォンの
生体認証機能を利用できます！
※ 機種によって異なります。

3 マイナンバーカード等の有効期限にご注意

- ✓ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。
- ✓ 有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができません。お早めの更新手続をお願いします。

《マイナンバーカード等の有効期限》



マイナポータル連携でさらに便利に

- ◆ 所得税申告書を作成する際、マイナンバーカードを利用し、マイナポータルと連携すれば、**給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に自動入力**することができ、より便利に申告書を作成できます。
- ◆ 令和6年分確定申告では、**310万人**がマイナポータル連携を利用しており、利用者は**年々増加**しています。
- ◆ なお、**マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録など、事前準備が必要です。**令和7年分確定申告（令和8年1月以降）をスムーズに行うためにも、**お早めの準備をお願いします。**

マイナポータル連携の対象^{※1} (令和8年1月以降)

収入関係

- ・給与所得の源泉徴収票^{※2}
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・株式の特定口座年間取引報告書
- ・生命保険契約等の一時金・年金 New
- ・損害保険契約等の満期返戻金等・年金 New

控除関係

- ・医療費^{※3}
- ・ふるさと納税
- ・ふるさと納税以外の一部の寄附金
- ・社会保険（国民年金保険料等）^{※3}
- ・生命保険・地震保険^{※3}
- ・iDeCo
- ・住宅ローン控除関係 など

マイナポータル連携に
対応している
控除証明書等の発行主体は
こちらから確認できます！

New

マイナポータル連携
の詳細はこちら



連携に対応している
証明書発行企業等はこちら



代理人登録の詳細はこちら



※1 マイナポータル連携を利用して、申告に必要な情報を取得するには、控除証明書等の発行主体（金融機関や生命保険会社など）がマイナポータル連携に対応している必要があります。

※2 自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Tax等で給与所得の源泉徴収票を提出していること等の要件があります。

※3 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書を取得することができます。

iPhoneのマイナンバーカードにも対応

- ◆ スマートフォンのマイナンバーカードを利用してことで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができます。
- ◆ また、利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）はスマホの**生体認証機能**を利用できます。（機種によって異なります）
 - ※ 令和7年分の確定申告からiPhoneのマイナンバーカードにも対応します。
 - ※ ご利用には、マイナポータルアプリから利用申請・登録をする必要があります。

イメージ

Before（現在）



After（令和7年1月～）



※iPhoneのマイナンバーカードに対応するのは令和7年分の確定申告からです。

スマートフォンの
マイナンバーカード
の詳細はこちラ



まずは、スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限にご注意を

- ◆ 令和7年度（2025年度）は、マイナンバーカードと電子証明書について、多数の更新が見込まれています。
- ◆ **有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを利用したe-Taxによる申告手続等ができません。**
特に、**2月16日（月）以降の確定申告期は、市区町村窓口の混雑が予想されますので、有効期限通知書（※）が届いた方は、お早めに更新手続をお願いします（更新にかかる手数料は無料です）。**
- ◆ (※) 通知が来ていなくても有効期限の3ヶ月前から更新が可能です。
- ◆ 有効期限や更新手続等の詳細はデジタル庁ホームページをご確認ください。 →



有効期限について

✓ マイナンバーカード

発行日から10回目の誕生日まで

※発行時に18歳未満の方は、5回目の誕生日まで



✓ 電子証明書

年齢にかかわらず

発行日から5回目の誕生日まで

マイナンバーカードの有効期限

電子証明書の有効期限

デジタル庁 指定者 対応窓口 健康保険者 関連機関

マイナンバーカード

取得して5年目または10年目の方へ
更新の手続きのご案内

\2、3ヶ月前に封筒が届くので、手続きしてね！/

5年ごと
電子証明書の更新
ICチップ内の電子証明書を更新！

10年ごと
カード本体の更新
写真も含めてカード本体を更新！

カードと電子証明書の有効期限は
マイナンバーカードの表面で確認できます

電子証明書の有効期限が記載されていない場合は、右記二次元コードよりマイナポータルに
ログイン後、トップページからマイナンバーカードを選択して確認できます。

QRコード: <https://www.digital.go.jp/policies/electronic-passport/expiration-date/>

マイナスちゃん デジ庁 カード更新 検索

マイナスちゃん \ 更新は有効期限の3ヶ月前からできます！ /

My Number © 2023 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L800360 健康保険証(保健医療の提供)としての利用は、有効期限が切れた日から3ヶ月間は可能です。

令和7年分の確定申告は2月16日から始まります

1 令和7年分確定申告の受付期間

所 得 税 等	令 和 8 年 2 月 1 6 日 (月) ~ 令 和 8 年 3 月 1 6 日 (月)
個人事業者の消費税	令 和 8 年 1 月 5 日 (月) ~ 令 和 8 年 3 月 3 1 日 (火)
贈 与 税	令 和 8 年 2 月 2 日 (月) ~ 令 和 8 年 3 月 1 6 日 (月)

(注1) 所得税等の還付申告書は、**1月5日（月）**から受付しています。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、相談及び申告書の受付は行っておりません。

ただし、**一部の会場**では、**3月1日（日）**に確定申告の相談及び申告の受付を行います（前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁ホームページでご確認ください。）。

当日の会場は、大変混雑が予想されますので、国税庁ホームページのチャットボット（税務職員ふたば）や確定申告コーナーセンター（3月1日（日）にも開設）もぜひご利用ください。

チャットボットは所得税、消費税、贈与税（令和7年分から新たに対応）のご相談が可能です。

【参考】令和8年分確定申告からの閉庁日対応について

- ✓ 国税庁では、「休日に申告相談を行いたい」といった給与所得者を中心とする納税者のニーズも踏まえ、平成15年分の確定申告以降、一部の税務署において確定申告期間の日曜日に2日間、休日の相談対応（閉庁日対応）を実施してきたところです。
- ✓ 他方、国税庁では、平成16年分の確定申告からe-Taxを導入し、この利用拡大に向け、確定申告書等作成コーナーといった申告書等作成ツールやマイナポータル連携を利用した申告に必要な情報の自動入力など、より簡単に申告手続が可能となるよう機能改善を進めてきたほか、国税庁ホームページにチャットボットを搭載するなど、申告に必要な情報へのアクセスを改善し、自宅から申告を行うための環境設備も併せて図ってきました。
- ✓ こうした長年の取組もあり、令和6年分確定申告においては、約4人に3人がe-Taxで申告いただいており、閉庁日に確定申告会場で申告した方は6万人とピーク時である平成28年分（20万人）の約3割となりました。
- ✓ 国税庁では、こうしたe-Taxの利用者の増加傾向と閉庁日の来場者の減少傾向を踏まえ、**令和8年分確定申告（令和9年2月16日から3月15日まで）**から、確定申告会場における休日の相談対応を実施しない予定としております。今後については、国税庁ホームページ、チャットボットや電話相談など、ご自宅からより便利に申告いただける方法の拡充を進めまいります。

令和7年分の確定申告は2月16日から始まります（続き）

2 令和7年分確定申告に係る納期限・振替日

	納 期 限	振 替 日
所 得 税 等	令 和 8 年 3 月 1 6 日（月）	令 和 8 年 4 月 2 3 日（木）
個人事業者の消費税	令 和 8 年 3 月 3 1 日（火）	令 和 8 年 4 月 3 0 日（木）
贈 与 税	令 和 8 年 3 月 1 6 日（月）	—

（注1）納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかる場合があります。

（注2）振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高や他の引落しがないか等をご確認ください。

なお、残高不足等で口座振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

確定申告に係る納付はキャッシュレス納付が大変便利です

◆ 所得税・消費税の納付は、振替納税が大変便利です。

メリット

- ①納付書の記入・金融機関等への移動が不要となるなど、手間と時間が削減できます。
- ②振替日に自動で口座から引落しされますので、納付漏れの心配がありません。
- ③一度届出を行えば、翌年分以降も振替日に自動で口座から引落しされます。

[振替納税の詳細はこちらをご確認ください→](#)



◆ 贈与税の納付は、ダイレクト納付など他のキャッシュレス納付が利用できます。

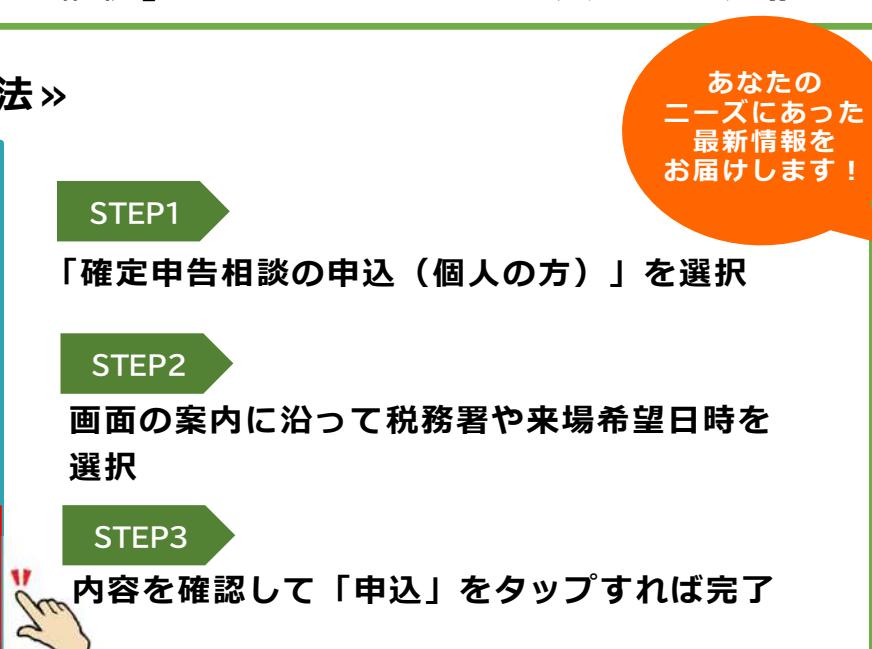
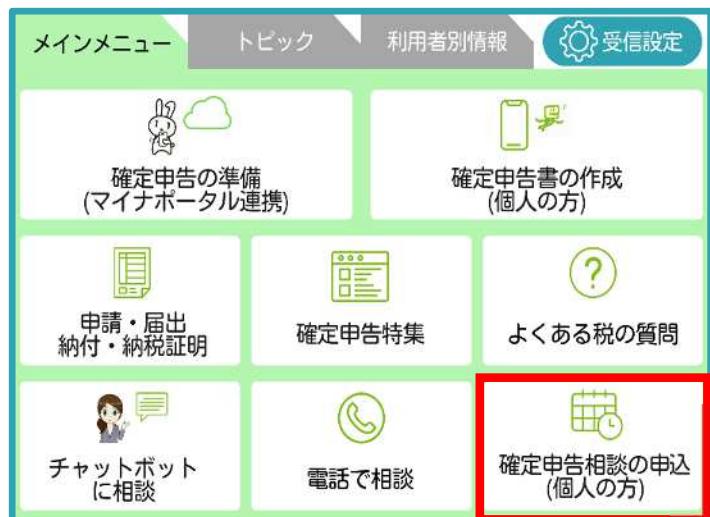
[振替納税以外のキャッシュレス納付についてはこちらをご確認ください→](#)



LINEによる「オンライン事前予約」等について

- ◆ 確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。
- ◆ 「国税庁LINE公式アカウント」からは、様々なオンライン手続をご利用いただけます。各メニューをタップすると、国税庁ホームページ等の各種画面に遷移し、スムーズに手続ができます。
- ◆ また、「国税庁LINE公式アカウント」では、受け取りたい情報を事前に受信設定することで、「確定申告が必要な方」、「医療費控除」、「ふるさと納税」などのご自身のニーズに合った情報をタイムリーに受け取れます。

«LINEによるオンライン事前予約の方法»



- ✓ 情報配信の設定方法などは、YouTube「国税庁動画チャンネル」でも、動画でご紹介していますので、ぜひご覧ください。
- ✓ 友だち追加もよろしくお願いします。



申告書作成・提出のための情報提供の拡充について

- ◆ 令和6年分の確定申告におけるe-Taxの利用は、過去最高を記録しました。また、チャットボットの利用件数も過去最高となるなど、自宅等からe-Taxで申告する際に申告手続等に関する相談が増加しています。
- ◆ このため、申告書作成・提出に関する質問に対して、自己解決が図られるよう、提供する情報を拡充します。

1 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク※のFAQの公開

- ◆ ヘルプデスクのオペレーターが実際に回答に利用しているFAQのうち、特に問い合わせが多い上位70件（約7割の相談に対応）をe-Taxホームページに公開しました。
- ◆ このFAQでは、実際の操作画面を用いて操作手順を詳しく説明していますので、お問い合わせの前に、是非ご覧ください。

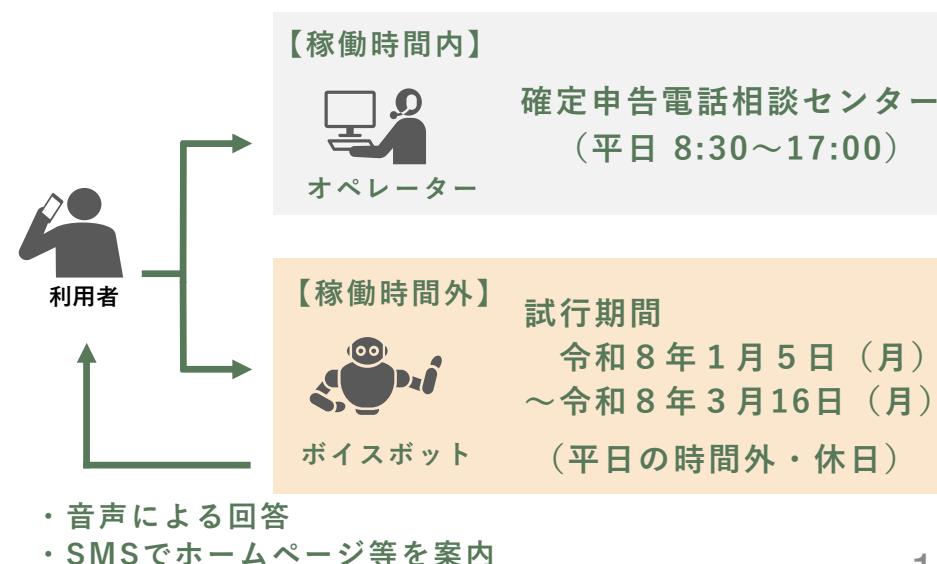
※ e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関する問い合わせの専用窓口。

ヘルプデスクFAQ
はこちら



2 確定申告電話相談稼働時間外用ボイスボット（音声自動応答システム）の試行導入

- ◆ 確定申告期の電話相談について納税者利便の向上のため、税務署及び確定申告電話相談センターの稼働時間外にボイスボットによる電話相談を試行的に導入します。
- ◆ これにより、平日夜間及び土日祝日においても、確定申告に関する電話相談が可能となります。
- ◆ ボイスボットが相談の内容に応じて音声により回答するほか、相談内容に対応する国税庁ホームページのFAQページ等のURLリンクを納税者の携帯電話番号宛てに、SMSで送信する方法により回答します。



極めて高い水準の所得に対する負担の適正化の実施

◆ 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が設けられました。

※ 税負担の公平性を確保する観点から、おおむね平均的な水準として30億円を超える高い所得を対象とした措置として導入されました。

◆ 確定申告の手続が必要かどうか分からぬ場合は、ご自身で適用の有無が確認できる

フローチャートを国税庁ホームページに掲載しておりますので、まずはそちらでご確認ください。

フローチャートの掲載ページは[こちら](#)



(参考) 制度の概要

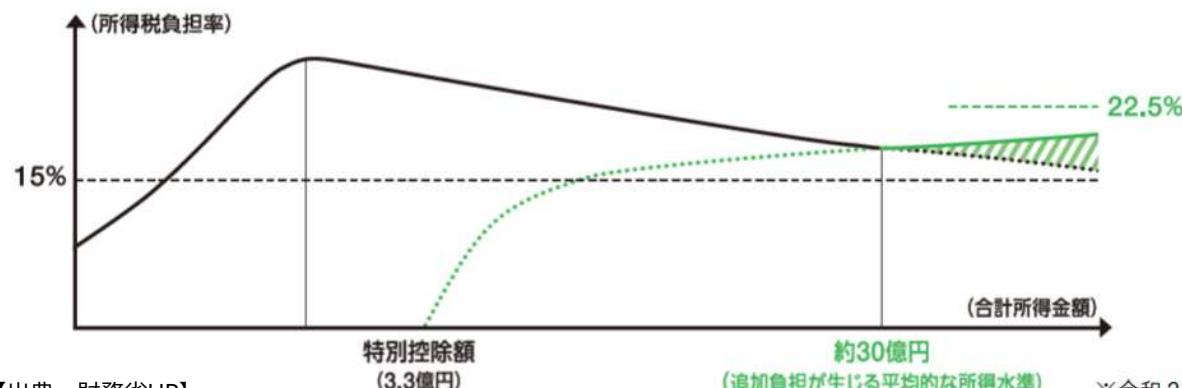
- ◆ 令和5年度税制改正に伴い、令和7年分所得税から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が実施されます。
- ◆ 当該適正化措置の対象となる方は、令和7年分の所得税について、基準所得金額から特別控除額である3.3億円を差し引いた金額に22.5%を掛けた金額が、通常の所得税額を上回る部分について納めることとされています。

① 通常の所得税額

② $(\text{基準所得金額} - \text{特別控除額 (3.3億円)}) \times 22.5\%$

②が①を上回る場合に限り、
差額分を申告納税

※給与所得、事業所得、不動産の譲渡所得など確定申告するべき所得に、上場株式の譲渡など申告不要を選択できる所得を合算したもの
【イメージ】



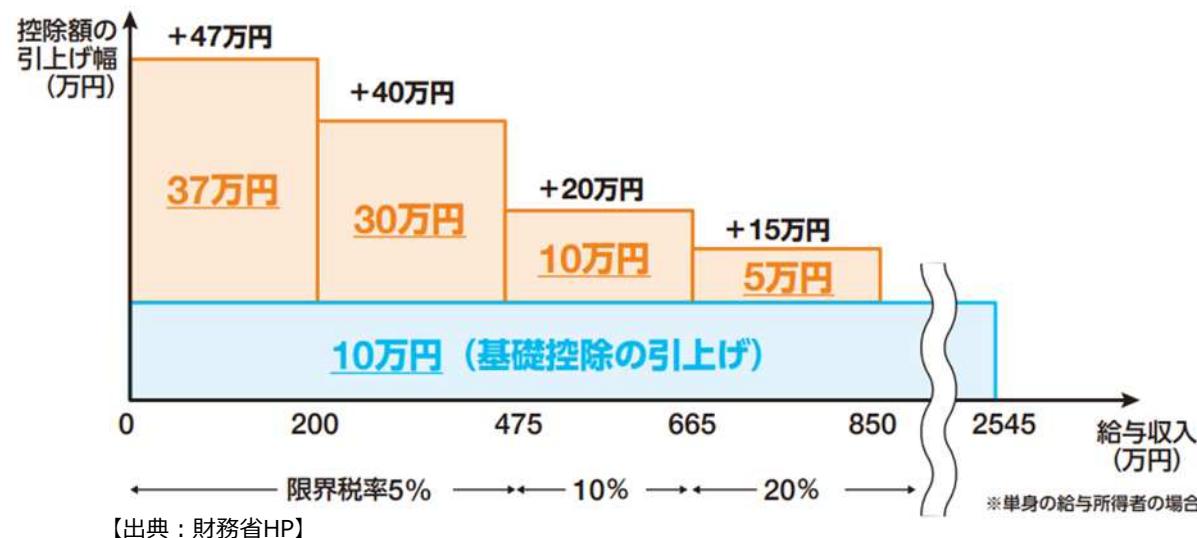
※令和2年分の申告データを用いて機械的に試算

基礎控除及び給与所得控除が変わります

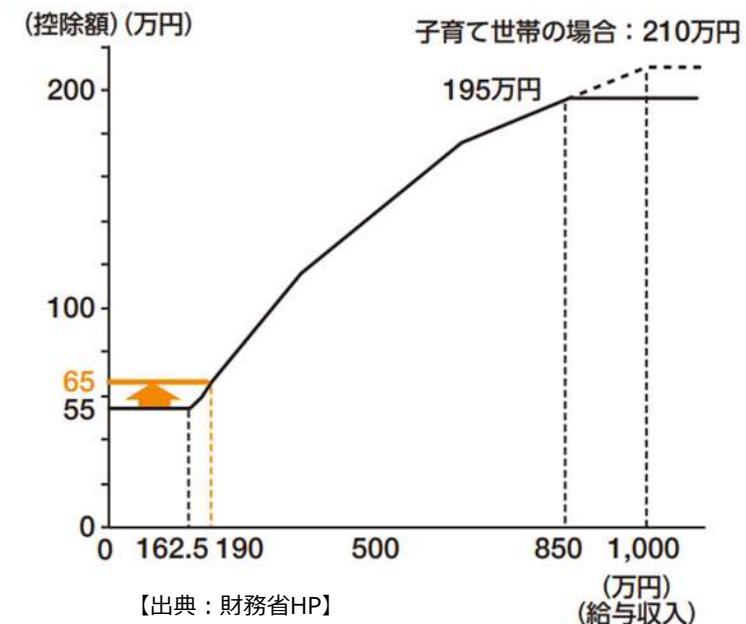
◆ 基礎控除

物価動向を勘案し、次のとおり控除額が引き上げされました。

- 1 最高48万円から10万円引き上げ
- 2 低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに最高37万円の控除額の上乗せ



【給与所得控除の引上げのイメージ】



◆ 給与所得控除

物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保証額を55万円から65万円に10万円引き上げられました。

- ◆ 確定申告をされる方は、「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、各控除金額を自動で計算し、申告書を作成することができます。記載漏れがなく、計算誤りもありません。
- ◆ 各種控除をはじめとする確定申告の質問は「チャットボット」を活用ください。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（熊本県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、自宅からのe-Tax申告を推進する観点から、納税者自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成・送信することを基本的な対応としていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
- ◆ e-Tax送信の際には、マイナンバーカードが必要となりますから、マイナンバーカードとパスワード（2種類）をご持参の上、ご来場いただきますようお願いします。
なお、マイナンバーカードの2種類のパスワードとは、「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」と「署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）」となりますので、事前の確認をお願いします。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。ただし、作成済みの申告書を提出する場合など、申告相談を必要としない方については、入場整理券は不要です。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
熊本西	熊本城ホール（1階展示ホールA）(PDF/135KB)		午前9時から午後4時まで
熊本東	熊本東税務署(PDF/143KB)		午前9時から午後3時まで
八代	八代税務署(PDF/123KB)		午前9時から午後4時まで
人吉	人吉税務署(PDF/335KB)		午前9時から午後4時まで
玉名	玉名税務署（玉名合同庁舎）(PDF/185KB)	2月16日（月） から 3月16日（月）まで ^(注)	午前9時から午後4時まで
天草	天草税務署(PDF/133KB)		午前9時から午後4時まで
山鹿	山鹿税務署（山鹿合同庁舎）(PDF/132KB)		午前9時から午後4時まで
菊池	菊池税務署(PDF/144KB)		午前9時から午後4時まで
宇土	宇土税務署（宇土合同庁舎）(PDF/148KB)		午前9時から午後4時まで
阿蘇	阿蘇税務署(PDF/187KB)		午前9時から午後4時まで

(注) 「熊本城ホール1階展示ホールA」会場及び「熊本東税務署」会場では、日曜日のうち、3月1日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（熊本県）

地方公共団体が開設する税理士無料相談会場

◆「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方公共団体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場		開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
熊本西	西区	西部交流センター（多目的室）	3月2日(月)から3月5日(木)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで ※午前中は受付人数を80名までとしております
	南区	アスパル富合（研修室）	2月12日(木)から2月27日(金)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで ※午前中は受付人数を80名までとしております
	北区	植木中央公園運動施設 (体育館棟2階多目的室)	1月26日(月)から2月10日(火)まで	9時30分から11時まで 13時から15時30分まで ※午前中は受付人数を80名までとしております
熊本東	御船町役場 第二分庁舎（会議室）		2月16日(月)から3月6日(金)まで	9時から11時まで 13時から15時まで
	嘉島町役場（3階中会議室）		2月16日(月)から3月6日(金)まで	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
	甲佐町生涯学習センター（研修室）		2月16日(月)から3月6日(金)まで	8時40分から11時まで 13時から16時まで
	山都町	山都町役場蘇陽支所 矢部保健福祉センター（千寿苑）	2月19日(木) 3月4日(水)	9時から11時30分まで 13時から15時30分まで
宇土	美里町役場中央庁舎		2月19日(木)	9時から11時まで 13時から15時30分まで
	美里町役場砥用庁舎		3月3日(火)	

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（熊本県）

地方公共団体が開設する税理士無料相談会場

◆「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方公共団体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場		開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
阿蘇	阿蘇市	阿蘇市役所本庁 北側別館 大会議室	2月26日（木）	9時から16時まで
	南小国町	南小国町役場	2月27日（金）	9時から11時30分まで 13時から16時まで
	小国町	おぐに町民センター2階	2月25日（水）	9時から11時まで 13時から16時まで
	産山村	産山村基幹集落センター2階	2月27日（金）	9時から11時まで 13時から16時まで
	高森町	高森総合センター	2月17日（火）	9時から11時まで 13時から15時まで
	南阿蘇村	南阿蘇村役場 2階監査準備室	2月20日（金）	9時から11時30分まで 13時から16時まで
	西原村	西原村役場 2階大会議室	2月26日（木）	8時30分から11時まで 13時から16時まで

その他の税理士無料相談

◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
(不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

<無料相談の対象となる方>

- 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るもの）及び個人の消費税に関する相談

南九州税理士会の
ホームページはこちら



詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」にてご確認ください。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（大分県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、自宅からのe-Tax申告を推進する観点から、納税者自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成・送信することを基本的な対応としていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
- ◆ e-Tax送信の際には、マイナンバーカードが必要となりますから、マイナンバーカードとパスワード（2種類）をご持参の上、ご来場いただきますようお願いします。
なお、マイナンバーカードの2種類のパスワードとは、「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」と「署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）」となりますので、事前の確認をお願いします。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。ただし、作成済みの申告書を提出する場合など、申告相談を必要としない方については、入場整理券は不要です。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
大 分	九州電力株式会社 大分支店2階 (PDF/221KB)		午前9時から午後4時まで
別 府	別府税務署 (PDF/126KB)		午前9時から午後4時まで
中 津	中津税務署（中津合同庁舎） (PDF/143KB)		午前9時から午後4時まで
臼 田	臼田税務署 (PDF/99KB)		午前9時から午後4時まで
佐 伯	佐伯税務署 (PDF/100KB)	2月16日（月） から 3月16日（月）まで ^(注)	午前9時から午後3時まで
臼 杵	臼杵税務署 (PDF/124KB)		午前9時から午後4時まで
竹 田	竹田税務署 (PDF/92.5KB)		午前9時から午後4時まで
宇 佐	宇佐税務署（宇佐合同庁舎） (PDF/345KB)		午前9時から午後4時まで
三 重	三重税務署（三重合同庁舎） (PDF/130KB)		午前9時から午後4時まで

(注) 「九州電力株式会社大分支店2階」会場では、日曜日のうち、3月1日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（大分県）

地方公共団体が開設する税理士無料相談会場

- ◆「開設期間」には、税理士が従事する期間を記載しており、地方公共団体が開設する期間とは異なる場合があります。

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
大 分	由布市役所 本庁舎	2月16日(月)から2月27日(金)まで	9時から11時まで 13時から16時まで
別 府	国東市役所	2月4日(水)から2月5日(木)まで	9時から11時30分まで 13時から16時まで

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
(不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

＜無料相談の対象となる方＞

- 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

＜相談内容＞

所得税（不動産等の譲渡等に係るものを除く）及び個人の消費税に関する相談

詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」にてご確認ください。

南九州税理士会の
ホームページはこちら



令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（宮崎県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、自宅からのe-Tax申告を推進する観点から、納税者自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成・送信することを基本的な対応としていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
- ◆ e-Tax送信の際には、マイナンバーカードが必要となりますから、マイナンバーカードとパスワード（2種類）をご持参の上、ご来場いただきますようお願いします。

なお、マイナンバーカードの2種類のパスワードとは、「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」と「署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）」となりますので、事前の確認をお願いします。

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。ただし、作成済みの申告書を提出する場合など、申告相談を必要としない方については、入場整理券は不要です。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
宮 崎	イオンモール宮崎2階 イオンホール (PDF/95.1KB)		午前9時から午後4時まで
都 城	ウェルネス交流プラザ1階 (PDF/110KB)		午前9時から午後3時まで
延 岡	延岡税務署（延岡合同庁舎） (PDF/310KB)	2月16日（月） から 3月16日（月）まで ^(注)	午前9時から午後3時30分まで
日 南	日南税務署 (PDF/93.9KB)		午前9時から午後4時まで
小 林	小林税務署 (PDF/165KB)		午前9時から午後4時まで
高 鍋	高鍋税務署（付属棟2階会議室） (PDF/129KB)		午前9時から午後4時まで

(注) 「イオンモール宮崎2階 イオンホール」会場では、日曜日のうち、3月1日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（宮崎県）

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
(不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

<無料相談の対象となる方>

- 1 紹介所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 2 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 3 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るものを除く）及び個人の消費税に関する相談

詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」にてご確認ください。

南九州税理士会の
ホームページはこちら



令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（鹿児島県）

共通

- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」及び「地方自治体における税理士無料相談会場」の開設期間等は次のとおりです。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、自宅からのe-Tax申告を推進する観点から、納税者自身のスマホを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書等を作成・送信することを基本的な対応としていますので、スマホをお持ちの方はご用意ください。
- ◆ e-Tax送信の際には、マイナンバーカードが必要となりますから、マイナンバーカードとパスワード（2種類）をご持参の上、ご来場いただきますようお願いします。
なお、マイナンバーカードの2種類のパスワードとは、「利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）」と「署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）」となりますので、事前の確認をお願いします。
- ◆ 「税務署が開設する確定申告会場」においては、混雑を緩和するため、入場時に「入場整理券」が必要となります。
入場整理券は、「国税庁LINE公式アカウント」からオンライン事前予約の手続をお願いします。ただし、作成済みの申告書を提出する場合など、申告相談を必要としない方については、入場整理券は不要です。

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
鹿児島	鹿児島県市町村自治会館（PDF/248KB）		午前9時から午後4時まで
川内	川内税務署（PDF/121KB）	2月16日（月） から 3月16日（月）まで ^{（注）}	午前9時から午後4時まで
鹿屋	鹿屋税務署（鹿屋合同庁舎（国））（PDF/197KB） 大島税務署（名瀬地方合同庁舎）（PDF/109KB）		午前9時から午後3時30分まで
喜界町役場	1階会議室	3月9日（月）、3月10日（火）	午後1時から午後4時まで 午前9時から午後3時まで
大島	和泊町町 やすらぎ館	3月3日（火）	午前9時から午後4時まで
		3月4日（水）	午前9時から午後2時まで
		3月5日（木）	午前9時から午後4時まで
	伊仙町 ほーらい館	3月6日（金）	午前9時から午後3時まで

（注）「鹿児島県市町村自治会館」会場では、日曜日のうち、3月1日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います。

令和7年分熊本国税局管内確定申告会場等について（鹿児島県）

税務署が開設する確定申告会場

署名	会場	開設期間（土・日・祝日を除く）	受付時間
大島	与論町役場 多目的ホール	2月25日（水）～27日（金）	午前9時から午後4時まで 午前9時から午前11時まで (27日のみ)
出水	出水税務署（PDF/142KB）	2月16日（月）から3月16日（月）まで	午前9時から午後4時まで
指宿	指宿税務署（PDF/99KB）		午前9時から午後4時まで
種子島	種子島税務署（種子島合同庁舎）（PDF/167KB）	2月16日（月）から3月16日（月）まで	午前9時から午後4時まで
	屋久島町役場	2月25日（水）から2月26日（木）まで	午前9時から午後4時まで
知覧	知覧税務署（PDF/120KB）		午前9時から午後4時まで
伊集院	伊集院税務署（PDF/111KB）	2月16日（月）から3月16日（月）まで	午前9時から午後4時まで
加治木	加治木税務署（PDF/125KB）		午前9時から午後4時まで
大隅	大隅税務署（大隅合同庁舎（国））（PDF/189KB）		午前9時から午後3時まで

その他の税理士無料相談

- ◆ 南九州税理士会では、上記会場のほか、一部の税理士事務所において、税理士事務所での申告相談を無料で実施しています。相談を希望される際は、事前に税理士事務所にお電話で相談日時をご予約ください。
(不動産等の譲渡・贈与等の相談や具体的に申告書、決算書、帳簿等の作成を依頼される場合は有料となります。)

<無料相談の対象となる方>

- 給与所得者や年金受給者で税理士関与のない方（ただし、所得が高額な方を除きます。）
- 事業所得、不動産所得及び雑所得のある方で前年の所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が300万円以下で税理士関与のない方
- 2の方のうち消費税の課税事業者である方は、前々年の課税売上高が3,000万円以下の方

<相談内容>

所得税（不動産等の譲渡等に係るもの）及び個人の消費税に関する相談

南九州税理士会の
ホームページはこちら



詳細は南九州税理士会ホームページ「新着情報」にてご確認ください。